



地震保険は必要・・・

東日本大震災を機に、地震保険への注目が一気に高まりました。地震大国である日本に生活拠点を置く限り、地震に対する備えはあるに越したことはないでしょう。

東日本大震災での地震保険の支払い実績より

サイトマップより

支払件数：約 74 万件 支払金額：約 1 兆 2185 億円(阪神淡路大震災の 16 倍)

地震発生から 3 か月の間に約 1 兆円もの支払いを終えました。

※ 地震保険の支払については、6 兆 2000 億円まで政府が保証。今回の東日本大震災の保険金支払金額は約 1 兆 1910 億円でした。

地震保険は火災保険のセット商品

地震保険は政府と損害保険会社が共同で運営。単体では入ることができず火災保険とセットで入ります。

地震保険を提供しているどこの損保会社で加入しても保険料や補償内容が同じです。契約内容や金銭面で差がつかないようにしています。

火災保険

+

地震保険

賃貸住まいの場合 地震保険 必要？ 不要？

賃貸物件の場合、契約時に火災保険も一緒に契約するパターンが一般的です。そこに地震保険を付与するかどうかですが、賃貸ですから建物の権利は所有していないので、補償対象は家財になります。家財とは、パソコンやテレビ、冷蔵庫、食器など・・・。ただし、1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超える貴金属や宝石、美術品などは地震保険の対象にはなりません。車も含まれません。

地震が起きると、生活の再建には時間のかかるケースがほとんどです。そんな中で衣類やパソコン、電化製品を新しく買い直すためにも、入居者に地震保険の加入を勧めることは検討の余地があるでしょう。アパート・マンションの「建物」だけではなく、入居者の生活の再建も視野に入れて、地震保険を考えてみてはいかがでしょうか。



分譲マンションに住んでいる場合

マンションでの地震保険は、ロビーやエントランスなどの「共有部分」と、自分が住んでいるスペースを指す「専有部分」とに分かれています。

共有部分は管理組合で加入しているのが通常です(例外もあります)。共有部分に損害があり、専有部分になくとも、主要構造部である共有部分の 3% 以上の損害を受けると、それに応じて保険金が支払われる仕組みになっています。逆に共有部分は無事だったけれど、専有部分に損害が生じた場合、その査定は専有部分ごとに個別に査定されます。加入していなければもちろん 0 円です。

専有部分の地震保険を付帯することで、共有部分・専有部分どちらに損害が生じても保険金を受け取れる可能性が広がるということです。必要性ですが、「入っておいた方が無難」でしょう。



一戸建ての住宅

マンションやアパートと比べると一戸建ての場合は、損害額が大きくなりがちです。地震保険に加入することによって経済的ダメージを軽減することができます。多額のお金を払ってようやく手に入れたマイホームが、地震によって崩壊したり、津波に流されたり、または地震が原因で火事が起こって焼失してしまったりしたら、精神的ダメージはもちろんですが、経済的ダメージもかなり大きなものとなることは間違いありません。更に住宅ローン支払いを終えているかいないか、という点もかなり重要なポイントになります。ローンの残高が残っているのであれば、被害を受けて住むことのできないマイホームに対して、返済を続けなければなりません。また自分が住むことのできない家のためにお金を払い続けるということが、精神的にダメージを与えてしまいかねません。

もし、地震保険に加入していれば、一戸建てのマイホームが崩壊してしまったとしても、建物と家財の時価の合計額か、もしくは地震保険料の満額を受け取ることができます。

既にローンを支払い終わっていれば、この保険を元手に新しい住居に移ることができますし、ローンが残っているのであれば、保険金の一部で支払いをすませることができます。

地震保険料は所得控除ができます

	払込地震保険料	地震保険料控除額
所得税(国税)	年間 50,000 円以下	払込地震保険料
	年間 50,000 円超	50,000 円
個人住民税(地方税)	払込地震保険料	地震保険控除額
	年間 50,000 円以下	払込地震保険料×1/2
	年間 50,000 円超	25,000 円

火災保険10年超廃止

日経新聞から

平成 26 年 7 月から東日本大震災の巨額の保険金支払いが発生し、地域ごとのリスクの見直しが行われ、地震保険料が値上がりしました。

損害保険各社は、2015 年 10 月以降の始期契約より、火災保険の期間を現行の最長 36 年から最長 10 年に改定が行われます。台風や豪雨などの自然災害が増えて、将来のリスクの予測が難しくなっているためです。但し、改定されるまでに契約した 10 年を超える契約に関しては、2015 年 10 月以降も有効です。